

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路線名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市下柳字古川端八四四番 四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月二十六日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年一月二十六日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第二号における道 路予定区域の一部供用開始 である。延長六〇二・〇〇 メートル</p>